

議案第 15 号

太宰府市立学童保育所設置条例の一部を改正する条例について

太宰府市立学童保育所設置条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和8年 2月26日 提出

太宰府市長 高 原 清

理 由

太宰府第二学童保育所の整備に伴い、条例の一部を改正する必要性が生じたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

太宰府市立学童保育所設置条例の一部を改正する条例

〔 令和 年 月 日 〕
〔 条 例 第 号 〕

太宰府市立学童保育所設置条例（昭和50年条例第428号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

2	太宰府市立太宰府第二学童 保育所	太宰府市連歌屋一丁目 2番1号	35人
---	---------------------	--------------------	-----

」

を

「

2	太宰府市立太宰府第二学童 保育所	太宰府市連歌屋一丁目 2番1号	40人
---	---------------------	--------------------	-----

」

に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。